



2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 GMO フィナンシャルゲート株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山 憲太郎
(コード番号 4051 東証プライム)
問合せ先 取締役 コーポレートサポート本部
本部長 玉井 伯樹
(TEL 03-6416-3881)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 17 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 14 日開催予定の 2025 年 9 月期（第 27 期）定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) GMO インターネットグループは GMO イズムに基づいて経営を実践し続けています。
今後も GMO イズムを実践することで、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献し、「すべての人にインターネット」を実現していくため、GMO インターネットグループの根幹である GMO イズムを記載し、企業理念を明確にするものです。
(注) GMO イズムとは、「スピリットベンチャー宣言」をはじめとする GMO インターネットグループにおける社是・社訓の総称です。
- (2) 今後の事業展開に備え、現行定款第 3 条に事業目的を追加するものであります。
- (3) 迅速な株主還元を可能とするため、現行定款第 35 条を四半期ごとの配当が可能となるように変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

改定前	改定後
第1条 条文省略 (<u>GMO インターネットグループ創業の精神</u>) 第2条 当社は、<u>GMO インターネットグループの一員として、グループ創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの“場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽し、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</u> (目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. 条文省略 (新設) <u>17.</u> 条文省略 第4条～第34条 条文省略 (<u>剰余金の配当等の基準日</u>) 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第36条～第37条 条文省略	第1条 現行どおり (<u>GMO イズム</u>) 第2条 当社は、<u>GMO インターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMO イズム」に基づき、インターネットの“場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽し、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</u> (目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. 現行どおり <u>17. 貸金業、各種債権の売買、立替払</u> <u>18.</u> 現行どおり 第4条～第34条 現行どおり (剰余金の配当の基準日) 第35条 当社の<u>剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日、3月31日、6月30日、9月30日</u>とする。 (削除) <u>2 前項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第36条～第37条 現行どおり

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年12月14日

定款変更の効力発生日 2025年12月14日

以上